

（毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十四日發行）

縣報 第四百六號 明治卅八年二月十二日 和歌山縣

○公文

和歌山縣訓令甲第八號

本年海軍志願兵志願者検査日割左ノ通變更セラレタルニ依リ指定ノ日時ニ於テ通稱ナク検査所ニ出頭スベキ様夫々通達方取計スヘシ

明治三十八年二月八日

和歌山縣知事 伯爵 清 榎 家 敷

海軍志願兵志願者検査日割表

月 日	検査所	受檢郡市人員	備 考
二月十五日	市役所	和歌山市 四十三名 海草郡 十七名	検査所ノ設備ハ市役所ニ於テ爲スベシ
全 十六日ヨリ 十八日ニ至ル	全	海草郡 百八十名	郡長ハ適宜受檢者ヲ三等分スベシ

縣報第四百六號 明治三十八年二月十二日 第三種郵便物認可

全 十九日 全	海草郡 五十八名		
全 二十日 全	海草郡 四十一名		
全 二十一日 那賀郡役所	那賀郡 六十四名	検査所ノ設備ハ郡役所ニ於テ爲スベシ	
全 二十二日 伊都郡役所	伊都郡 十九名	全	
全 二十四日ヨリ 廿六日ニ至ル	有田郡 百五十名	郡長ハ適宜受檢者ヲ三等分スベシ	
全 二十七日 全	有田郡 三十六名		
全 二月一日 日高郡役所	日高郡 百名	全	郡長ハ適宜受檢者ヲ二等分スベシ
全 三日 全	日高郡 四十名		
全 五日 日	西牟婁郡 八十三名 (串本ヲ除ク)	検査所ノ設備ハ郡役所ニ於テ爲スベシ五日ハ五十名六日ハ三十名	
全 六日 日	西牟婁郡 役所		

全 十 日 東牟婁郡勝浦小
學校内

西牟婁郡四名(串本)
東牟婁郡 四十六名

検査所ノ設備ハ東牟婁郡役所ニ
於テ爲スヘシ

全 十 日 全

東牟婁郡 二十六名

- 一 検査開始時刻ハ二月末日迄ハ八時三十分ヨリトシ其後ニアリテハ八時ヨリトス
- 二 市町村長ハ身長体重不足ノ爲不合格者ヲ出サ、ル様尙比上トモ注意スヘシ
- 三 戸籍謄本ハ例年ノ通検査所ニ町村吏員ヲシテ携帯セシムヘシ
- 四 受檢者ニハ前日必入浴シ耳ノ掃除ヲ爲サシメ尙前夜ヨリ飲酒セサル様注意スヘシ
- 五 陸軍補充兵ニシテ一旦教育召集ヲ受ケタル者ハ志願スル事ヲ得サルモノトス
- 六 一部ニシテ検査日數二日以上ニ渉ル所ニアリテハ郡長ハ其毎日検査ヲ受クヘキ者ノ町
村名ヲ當廳ニ報告スヘシ

